

福岡県外来対応医療機関確保事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県外来対応医療機関確保事業費補助金(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等の支援を行うことにより、感染症法上の位置づけの変更後に、幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の患者の診療に対応する体制への移行を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の対象となる経費は、令和5年3月10日以降に県から新たに「外来対応医療機関」(令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関)に指定され、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関(以下「事業者」という。)が行う次の各号に掲げる初度設備等の整備事業を実施するために必要な経費のうち、知事が認める経費(以下「対象経費」という。)とし、事業者、基準額、対象経費及び補助率については、別表のとおりとする。

- (1) 患者案内のための看板の設置料
- (2) ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費
- (3) 換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費
- (4) 医療機器(パルスオキシメーター等)の購入費
- (5) 非接触サーモグラフィカメラ(検温・消毒機能付き等)の購入費
- (6) その他知事が認める経費

2 前項の規定にかかわらず、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体
- (4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
 - イ 暴力団員が実質的に運営している団体
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

3 補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付決定の時期にかかわらず、交付決定のあった日の属する年度の10月1日から3月31日までとする。

(補助金の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、次により算出された額（1,000円未満の端数は切り捨てた額とする。）に別表の第4欄に定める補助率を乗じた額とする。

- (1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(補助金の交付条件)

第5条 補助金の交付の決定には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 購入価格が単価30万円以上の品目及びその数量を変更する場合には、事業内容変更承認申請書（様式第1号）により知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

- (8) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消

費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第2号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月20日までに知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- (9) 補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (10) 地方公共団体以外の事業者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (11) 事業者は、この補助金の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

（申請手続）

第6条 事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、交付決定通知書（様式第4号）により事業者に通知するものとする。

（変更申請手続）

第7条 この補助金の交付決定後の事情により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、変更交付申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更交付決定を行い、変更交付決定通知書（様式第6号）により事業者に通知するものとする。

（概算払）

第8条 事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第7号）により知事に請求しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

（実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了したときは、事業実績報告書（様式第8号）を、事業の完了の日（交付決定日が事業完了後の場合は、交付決定通知を受領した日）から起算して1月を経過した日（第5条第2号により事業の中止又は廃止の承

認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日)又は交付決定を受けた翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに知事に提出して行わなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年7月7日から施行し、令和5年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月10日から施行し、令和5年度の補助金に適用する。

別表 (第3条、第4条関係)

1 事業者	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
「外来対応医療機関」(令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関)として令和5年3月10日以降に知事が新たに指定し、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関	上限額 1施設当たり500,000円	初度設備に必要な需用費(消耗品費、修繕料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	10分の10